

国分寺市プレイステーション指定管理業務仕様書

国分寺市プレイステーション指定管理業務については、国分寺市プレイステーション条例（平成 12 年条例第 30 号。以下「プレイステーション条例」という。）の定めによる他、この仕様書による。

1 管理運営の基本方針

国分寺市における青少年の健全育成を図るため、青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場を提供する。

2 指定管理者が管理する対象施設

- (1) 名 称 国分寺市プレイステーション
- (2) 所在地 国分寺市西元町三丁目 26 番 35 号
- (3) 面積等 2,301.8 m²
- (4) 付帯設備 事務所 倉庫 トイレ

3 人員配置

業務内容を勘案し、適切な人員配置を行うこと

4 休園日・開園時間

- (1) 休園日は次のとおりとする。
 - ア. 月曜日及び日曜日（毎月第 2 日曜日及び第 4 日曜日を除く）
 - イ. 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ウ. 1 月 2 日から 4 日まで及び 12 月 28 日から 31 日まで
 - エ. その他教育委員会が必要と認める場合
- (2) 開園時間 午前 10 時から午後 5 時までとする
 - (例外)・特別行事を行う場合
 - ・ 気象状況により開園が困難な場合
 - ・ 教育委員会が特に必要と認める場合

5 指定管理者が行う業務の内容

- (1) プレイステーションの運営
 - ア. 個人及び団体の利用者受付・対応
 - 教育委員会主催の事業については、その計画が決定された時点で優先的に使用することができる。

- イ. 電話対応, 活動日誌及び記録作成・管理, 会計
- (2) プレイリーダーの育成に関すること
 - ア. プレイリーダー講習会の開催, 通常のプレイステーション運営等を通じてプレイリーダーの育成をする。
- (3) プレイステーションを運営する上での基本的な環境の整備及び利用者の安全の確保に関すること
 - ア. 活動のための遊具・工具・材料等の整備
 - イ. 必要に応じて遊具等の製作
 - ウ. 管理運営上適切な人数のプレイリーダーを常時配置し, 子どもたちの遊びへの側面的支援及び安全の確保
- (4) プレイステーションでの活動報告, 及び広報に関すること
 - ア. 小中学校配布用情報誌の発行, 活動報告書の作成
- (5) 他の地域活動団体等の活動支援及び対応に関すること
 - ア. 育児サークル, 小学校等授業等受入れ, 地域活動団体等の受入れ, 対応及び活動支援
 - イ. 視察対応 (他自治体等)
- (6) プレイステーションの施設及び付帯設備, 除草・清掃等含む維持管理に関すること
 - ア. 施設内の小規模修繕, 除草・清掃等含む維持管理全般

6 指定管理の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

7 指定の取消し

教育委員会の指示に従わなかったとき, その他管理を継続することが適当でないと認められるときは, 教育委員会は指定を取消し, 又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

この場合において, 指定の取消し, 又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において, 指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても, 教育委員会は, その賠償の責めを負わないものとする。

指定の取消し等の原因となる事由としては, 以下のようなものがある。

- (1) 当該施設の設置条例または協定書の記載内容に違反した場合
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求または調査に対して, これに応じず又は虚偽の報告を行い, 若しくは調査を妨げた場合
- (3) 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく必要な指示に従わない場合
- (4) 当該施設の指定管理者申請要項に定める資格要件を失った場合

- (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明した場合
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される場合
- (7) 法令違反等により当該指定管理者に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される場合
- (8) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務が適切に行われない場合
- (9) 不可抗力により業務の継続が著しく困難になったと判断される場合
- (10) 指定管理者からの指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申し出があった場合
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明した場合
- (12) その他教育委員会が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとする場合

8 文書の管理・保存の徹底

指定管理者は、業務執行上作成または受領した文書について、国分寺市文書管理規則の規定に基づき、適正に管理・保存しなければならない。また、指定管理期間終了時には、当該文書等を教育委員会の指示に従い引き渡すこととする。

9 情報の公開

指定管理者は職務において作成し、又は取得した管理・運営に関する文書等について、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）及び国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号。以下「保護条例」という。）を遵守し公開しなければならない。

10 個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護

指定管理者は、保護条例の規定による個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護に必要な措置を講じなければならない。

また、指定管理者に係る管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

11 秘密の保持

指定管理者と指定管理者に係る管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その

職を退いた後も、同様とする。

12 原状の回復

指定期間が満了したときは、速やかに当該施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。

ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

13 損害賠償義務

指定管理者の責任に帰すべき損害が生じた場合は、指定管理者は損害賠償義務を負う。

また、教育委員会が賠償したとき、指定管理者の責任に帰すべき場合は、教育委員会は指定管理者に費用を求償することができる。

14 苦情等の処理

(1) 施設利用者や近隣住民等との間に苦情などの問題が発生した場合は、指定管理者は誠意を持って対応に努めること。指定管理者により対応が困難な場合は、その経緯を速やかに教育委員会へ報告し協議の上対処すること。公の施設を管理していることを十分認識し、苦情処理等に当たっては、金品等による解決を図ってはならない。

(2) 苦情等の事後処理については、発生から解決までの対応記録を作成し、指定管理者内で記録を回覧して意識の統一を図ることとする。指定管理者は教育委員会へ対応記録により報告するものとする。

15 利用者アンケート調査の実施

(1) 指定管理者は、施設利用者の満足度を把握し、管理業務や事業等の改善と評価に活かすことを目的に、毎年度利用者アンケート調査を実施するものとする。

(2) 利用者アンケート調査の内容及び実施方法・時期は、毎年度教育委員会と指定管理者において協議し決定するものとする。

(3) 利用者アンケートの結果については、調査実施後速やかにその内容を教育委員会に報告するものとする。

16 事業実施状況自己評価の実施

(1) 指定管理者は、協定書・仕様書及び事業計画書に基づき事業が遂行されているか、自己評価を実施するものとする。

(2) 指定管理者は、自己評価の結果を管理業務や事業等に反映するとともに、著しく低い評価となった事項がある場合は速やかに教育委員会に報告するものとする。

(3) 自己評価の実施結果については、事業報告書に添付して教育委員会に報告するものとする。

17 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

(1) 職員研修

業務遂行のために必要な職員研修を適宜実施し、円滑な業務の運営の確保を図ること。

(2) 管理責任の備え

管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入する。

(3) 指定管理開始前の準備

指定管理者の決定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう、指定管理を開始する日の前に、管理運営に係る事前準備を行うとともに、従前に管理を行う者から教育委員会の立ち会いのもとに必要な引継ぎを受けるものとする。

(4) 指定終了時における措置等

指定期間の終了、指定取消し等により、指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅滞なく提出しなければならない。

また、教育委員会が認めるものを除き、指定が終了となるものにより、原状回復措置を行わなければならない。

18 災害等緊急事態に対する対応

(1) 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画及びマニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。

(2) 災害等緊急事態の発生時には、的確に対応するとともに、教育委員会に、速やかに状況報告をすること。なお、災害等緊急事態発生時にあつては、公の施設の管理者として教育委員会に協力を行うものとする。

19 指定管理に係る経費

(1) 指定管理の経費等

教育委員会は、指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期及び支払方法等を協定で定めて指定管理者に支払う。

(2) 指定管理の対象経費

指定管理者の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

ア. 人件費

イ. 事務費

ウ. 通信運搬費

エ. 借上げ料（車両リース代等）

- オ. 保守点検委託料
- カ. その他, 指定管理を行うために必要とする経費, 指定管理業務の引継ぎに係る経費など。
- キ. 施設の修繕及び整備に係る軽微な修繕 (1 件当たり 10,000 円未満)。ただし, 指定管理者の瑕疵, 不法行為による修繕, 損害賠償費用は除く。
- ク. 事業費 (講習会費用)
- ケ. 光熱水費
- コ. 傷害保険及び施設管理賠償責任保険料
- サ. 施設に係る建物総合損害保険料などは, 教育委員会の負担とする。

(3) 指定管理費の管理

指定管理者は, 市から支払われた指定管理に係る経費の専用口座を設けるとともに, 帳簿を備え付け, 適正に管理する。

20 その他

この仕様書の内容に疑義が生じた場合, 定めのない事項があった場合, 又はこの仕様書の内容を変更する必要がある場合は, 教育委員会と指定管理者が協議の上, 定めるものとする。

21 担当課

〒185-0034

東京都国分寺市光町一丁目 46 番地 8

国分寺市教育委員会社会教育・スポーツ振興課

電話 : 042-574-4044

Fax: 042-571-4700

E-mail: shakaspo@city.kokubunji.tokyo.jp